

平成19年度 産地づくり計画書

高山村水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

高山村

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下、「要綱」という。）別紙1第5に定める助成水田であることの確認は以下の方法によるものとする。

要綱別紙1第5の1の(1)の「水稻の作付けが行われた」ことの確認は、

- ア 水稻共済加入者については、水稻共済細目書との照合により実施する。
- イ 水稻共済非加入者については、聴取調査により実施する。

要綱別紙1第5の1の(2)の「水稻以外の作物の作付け又は農地として良好な状態で管理が行われた」ことの確認は、16年度から18年度における水田農業構造改革交付金等（産地づくり対策）等営農計画書、共済細目書、水田台帳等、当該水田における営農行為が確認できる書類により確認を実施する。なお、書類による確認が困難な場合は聴取調査により実施する。

要綱別紙1第5の1の(3)の「水稻の作付けが可能となった土地であって、新規開田地でないもの」であることの確認は

- ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として当該事業の実施主体等が当該水田に代えて行った開田に係るものについては、当該事業の実施主体等から提供される書類等の情報により実施する。
- イ 災害により被害を受けた水田に代えて行った開田の実施に伴って新たに造成された水田に係るものについては、公的機関から提供される災害の認定に係る書類と開田地の現地確認により実施する。

地域協議会が定める確認日

水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「要領」という。）第5の2の(6)のエの地域協議会が定める確認日は7月15日とする。

(3) 生産調整実施者の確認方法

要領第2の米の生産調整実施者の確認に基づき実施する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を拠出している者の確認方法

長野農政事務所から提供される情報により確認を実施する。

(5) 同一年度内に、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の使途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の使途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

要件を満たしたすべての使途の種類について助成の対象とする。

(6) その他共通事項

助成対象者の要件

高山村に住所を有する農業者等であって、生産調整実施者(要綱第6の1に定める生産調整実施者をいう。)であり、かつ、集荷円滑化対策に係る生産者拠出金(集荷円滑化対策実施要綱(平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知。以下「集荷円滑化要綱」という。)第4の2に定める生産者拠出金をいう。)を拠出している者。

ただし、高山村に在住する者であって、全く水田を所有していない等の理由により、生産確定面積の通知を受けていない、または、集荷円滑化対策に係る拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。

産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業において、当初の予定どおり執行した場合の所要額の合計が協議会執行可能額を上回る場合の調整方法は以下のとおりとする。

また、以下の各用語の定義を次のとおり定める。

「所要額」：本年度の実際の取組みに基づき、2の(2)の「助成金の使途の名称」欄に記載した使途において、当該使途に該当する面積・件数を2の(2)に示した単価で乗じた額

「活用額」：2の(2)に示した活用額

「協議会執行可能額」：各使途における活用額の合計

所要額が活用額を上回らなかった使途の種類については、当初予定どおり執行するものとする。

所要額が活用額を上回らなかった各使途の活用額と所要額の差額の合計を所要額が活用額を上回った各使途に補てんする。当該補てんに際しては、転換作物栽培助成(従来型)、転換作物栽培助成(新規・新植型)、担い手育成助成、そば消費宣伝・需要拡大、米消費宣伝・需要拡大、転作作物消費宣伝・需要拡大、協議会運営費の順に補てんを行う。また、所要額が2の(2)の活用額を上回った使途の種類について、転換作物栽培助成(従来型)、転換作物栽培助成(新規・新植型)、担い手育成助成、そば消費宣伝・需要拡大、米消費宣伝・需要拡大、転作作物消費宣伝・需要拡大、協議会運営費の順に上回らなかった使途の種類

活用額と所要額の差額を活用額に満たされるまで優先的に補てんを行う。補てん後においてもなお不足が生じる用途については以下の式により単価を算定する。

なお、補てん後において、協議会運営費に係る助成については不足が生じる場合には、本規程は適用せず、調整方法については高山村水田農業推進協議会会長が別に定める。

(転換作物栽培助成 (従来型) 、 転換作物栽培助成 (新規・新植型) 、 担い手育成助成の取組の場合)

調整後の単価 = (当該取組の活用額 + 補てん額) ÷ 交付対象面積

(そば消費宣伝・需要拡大の取組の場合)

調整後の単価 = (当該取組の活用額 + 補てん額) ÷ 交付対象数量

(米消費宣伝・需要拡大、転作物消費宣伝・需要拡大の取組の場合)

調整後の単価 = (当該取組の活用額 + 補てん額) ÷ 交付対象数量

また、産地づくり特別加算事業に担い手集積加算事業分が含まれる場合は、担い手集積加算事業分については、担い手育成助成以外に流用しない。併せて、産地づくり特別加算事業分は、協議会運営費への流用ができない。

用語の定義

ア 通常の栽培方法

「通常の栽培方法」であるためには、少なくとも、当地域における栽培として通常の収穫を挙げ得るに十分な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていることを必要とするものとする。

イ 永年性作物、地力増進作物、自己保全管理、調整水田は「水田農業構造改革対策実施要綱・要領」に定めるものとする。